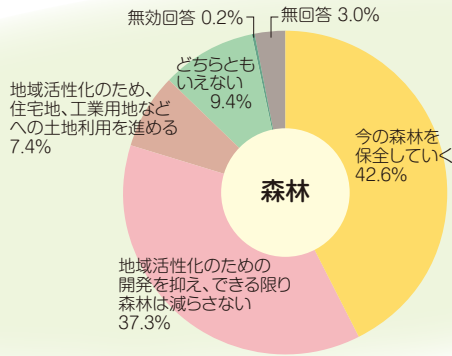
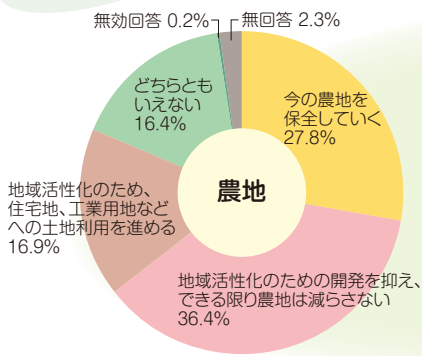
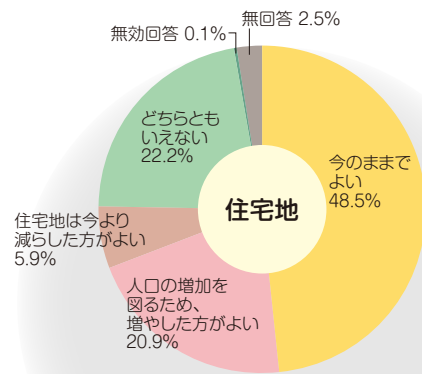


# 今後の土地利用について



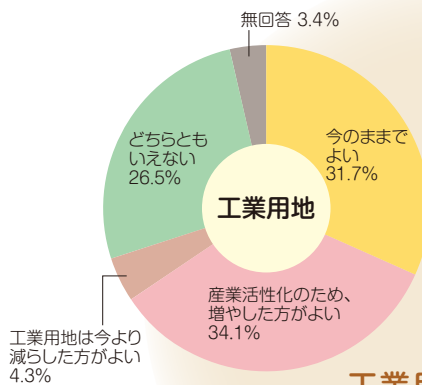
## 農地と森林について

「今の農地を保全していく」「地域活性化のための開発を抑え、できる限り農地は減らさない」を合わせた農地を減らさない方がよいという意見が64.2%となっています。森林についても同様に減らさない方向の意見が、79.9%と非常に高い割合になっています。



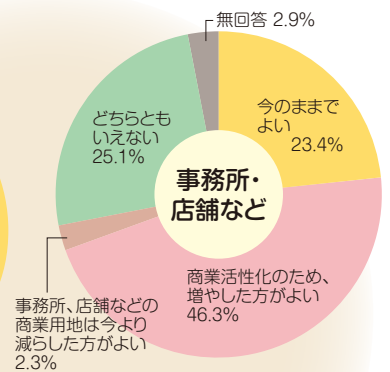
## 住宅地について

「今のままでよい」が48.5%、次いで「人口の増加を図るため、増やした方がよい」が20.9%となっています。



## 工業用地、事務所、店舗などについて

産業と商業活性化のため増やした方がよいという意見が最も多く、次いで「今のままでよい」という結果になりました。



# 5月は消費者月間です

- 悪質な訪問販売で、商品を購入させられた
  - 身に覚えのない業者から請求を受けた
  - 多重債務で返済が難しい
- など、お困りのことはありませんか。

津市消費生活センターでは、悪質商法による被害や商品事故など、消費生活に関する問題解決のための助言や情報提供、出前講座などの普及啓発活動を行っています。

商品やサービスに関する苦情、事業者とのトラブルなどの、消費生活に関する相談に専門の資格を持った相談員が対応しています。

消費者トラブルに遭ったときには、一人で悩まず、津市消費生活センターに相談しましょう。

## 過去3年間の相談件数と相談内容

### ○相談件数

平成20年度	790件
平成21年度	837件
平成22年度	958件

### ○相談内容(多い順)

- 1位 借金や投資・保険などの相談
- 2位 インターネットや携帯電話の情報サイトに関する相談
- 3位 架空請求はがきなどの相談

津市消費生活センター (☎229-3313、来所も可)

受け付け 月～金曜日9時～12時、13時～16時  
※祝・休日、年末年始を除く

ところ 市本庁舎1階市民交流課内

**出前講座(無料)をご利用ください**

悪質商法全般について職員または消費生活相談員が皆さんのところへ出向き、パンフレットや映像を使って分かりやすくお話しします。詳しくは市民交流課へお問い合わせください。